

委託番号	7358
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 委託名 建築設備定期点検業務委託（中学校その2）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から
令和6年（2024年）9月30日まで
- 3 履行場所 草加市青柳七丁目35番1号ほか
草加市立川柳中学校ほか3校
- 4 支払方法 業務完了払（1回払）
- 5 委託内容 建築基準法第12条第4項に基づく建築設備（防火設備を含む）
の点検業務委託。ただし、昇降機は除く。
- 6 調査資格 次のいずれかの資格を有すること。
 - ・ 一級建築士
 - ・ 二級建築士
 - ・ 建築基準法第12条の3（建築設備）に定める資格者証の交付を受けた者
- 7 調査建物 別紙、施設一覧のとおり
- 8 調査基準
 - ・ 建築設備定期点検業務基準（公共建築物用）
(一財)日本建築設備・昇降機センター
 - ・ 防火設備定期検査業務基準
(一財)日本建築防災協会
- 9 業務の処理
 - (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、市担当者の承認を受けること。
 - (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて市担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
 - (3) 現地調査に当たっては、市担当者と作業日程及び作業内容について打合せを行い、承認を受けること。
 - (4) 受注者は、協力事務所を必要とする場合は、市担当者と協議し承認を受けなければならない。この場合は、本仕様書の各事項は協力事務所にも適用する。
 - (5) 職員室に立ち入る際は、必ず市担当者又は学校職員の立会いを受けること。
 - (6) 定期点検結果報告書により点検結果の報告を行い、判定についての説明を行うこと。

10 そ の 他

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 防火設備の点検は、学校休業日（夏休み期間）等、児童が不在の時間帯に実施すること。
- (3) 受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡し、又は提供してはならない。
- (5) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (6) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (7) 仕様書に疑義が生じた場合は、市担当者と協議すること。
- (8) 緊急に改修が必要な箇所については、速やかに市担当者に連絡すること。
- (9) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

11 提 出 物

点 檢 種 別	成 果 品 等	仕 様 ・ 種 類	規 格	提 出 部 数
建築設備	定期点検報告書	・学校別	A4	1部
	その他	・点検結果図※1 ・写真 ・総合所見※2	A4及び 電子媒体 (CD-R等)	各1部

※1 各階平面図に点検結果（不具合の状況）を記したもの。調査写真を撮影した箇所に写真番号を記すこと。

※2 「法令不適合のため早急な改善が必要な箇所」
「法令上は既存不適格だが早期の改善が望まれる箇所」
「劣化が進んでいることにより改善が望まれる箇所」
を明示し、それぞれの改善策について所見及び概算工事費を記したもの

12 問 合 せ 先

- (1) 仕様書の記載内容のこと（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話 048 (922) 1129 (直通)

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市教育委員会 学校施設課 担当 三橋

電話 048 (922) 2643 (直通)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

- (1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。
- (2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはな

らない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

施設一覧 (中学校その2)

別紙

No. 学校 名	棟別名称	建築年月		構 造 区 分	延べ面積 (m ²)	経過年数	
1 川 柳 中	A棟	昭和 42 年	3 月	R	1,565	57 年 1 ヶ月	
	A'棟	平成 12 年	3 月	R	315	24 年 1 ヶ月	
	B棟	昭和 50 年	9 月	R	3,159	48 年 7 ヶ月	
	屋内運動場	昭和 46 年	6 月	S	850	52 年 10 ヶ月	
	給食室(B棟内)	昭和 50 年	9 月	R	215	48 年 7 ヶ月	
	プール専用付属室	昭和 48 年	7 月	S	80	50 年 9 ヶ月	
	(延べ面積小計)				(6,184)		
2 瀬 崎 中	A棟	昭和 51 年	3 月	R	5,562	48 年 1 ヶ月	
	B棟	昭和 58 年	3 月	R	416	41 年 1 ヶ月	
	屋内運動場	昭和 51 年	3 月	S	943	48 年 1 ヶ月	
	給食室(別棟)	昭和 51 年	3 月	R	246	48 年 1 ヶ月	
	プール専用付属室	昭和 51 年	3 月	S	56	48 年 1 ヶ月	
	(延べ面積小計)				(7,223)		
	(延べ面積小計)				(7,911)		
3 青 柳 中	A棟	昭和 56 年	3 月	R	6,631	43 年 1 ヶ月	
	屋内運動場	昭和 56 年	3 月	S	930	43 年 1 ヶ月	
	給食室(A棟内)	昭和 56 年	3 月	R	256	43 年 1 ヶ月	
	プール専用付属室	昭和 56 年	3 月	R	94	43 年 1 ヶ月	
	(延べ面積小計)				(8,458)		
	(延べ面積小計)				(8,458)		